

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

H23.10.1~

## 受動喫煙防止対策助成金が創設されました

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)



平成4年より労働安全衛生法に基づく快適職場形成の一環として、職場における受動喫煙防止対策を講じることが求められてきました。平成22年12月の労働政策審議会の答申では、飲食店・ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、一般の事務所・工場等と同様に全面禁煙又は空間分煙対策を講じることが適当とされたことを受け、このたび飲食店、旅館等を経営する中小企業事業主で、店舗等に喫煙室を設置し、その喫煙室以外での喫煙を禁止する事業主に対し、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する、「受動喫煙防止対策助成金」が創設されました。

## 【内 容】

対 象 事 業 主	<p>以下のすべてを満たす事業主</p> <p>① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。</p> <p>② 中小企業事業主<sup>*</sup>であること。</p> <p>③ 飲食店営業、喫茶店営業、又は旅館業を営む事業主であること。</p> <p><b>飲食店等</b> 食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店</p> <p><b>旅館業</b> 旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</p> <p>④ ③の営業を行う事業場で、室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、喫煙室以外での喫煙を禁止するため、喫煙室を設置する事業主であること。</p> <p>⑤ 喫煙室設置の際の書類を適切に保管していること。</p>
助 成 額	喫煙室設置に係る費用の1/4(ただし、上限を200万円とする。)
申請書等提出先	都道府県労働局労働基準部健康課(事前に計画届を提出する必要あり)

※中小企業事業主とは

- ・小売業においては、資本金・出資金の額が5,000万円以下又は常用労働者が50人以下
- ・卸売業においては、資本金・出資金の額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
- ・サービス業においては、資本金・出資金の額が5,000万円以下又は常用労働者が100人以下
- ・その他の業種については、資本金・出資金の額が3億円以下又は常用労働者が300人以下である事業主をいう。

参考資料：厚生労働省 報道発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001gvb6.html>